

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月26日発行

Vol.689

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



福島県復興公営住宅



令和7年度第1回 入居者募集のお知らせ

■募集期間

4月1日(火)から4月9日(水)まで ※必着



(写真は 南相馬市 牛越団地)

 **12ページをご覧ください。**

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	6
双葉町	10

●福島県復興公営住宅入居支援センター

・令和7年度第1回 入居者募集のお知らせ	12
-------------------------	----

●NEXCO東日本

・原発事故による母子避難者等を 対象とした無料措置について	18
----------------------------------	----

●法務省

・戸籍にフリガナが記載されます	19
-----------------	----



山火事予防
山火事予防運動実施中
主催：林野庁・消防庁



南相馬市からのお知らせ

特定帰還居住区域復興再生計画

3月21日HP更新

3月7日に内閣総理大臣に申請した「特定帰還居住区域復興再生計画」が、3月18日付で認定されました。

今後、計画に基づいた国の除染などが行われますが、帰還を希望する市民が一日でも早く帰還できるよう、国や県、関係者等と連携しながら、避難指示の解除に向けて取り組んでまいります。

※ 今回認定された計画の特定帰還居住区域： 小高区金谷の一部

▶ 南相馬市特定帰還居住区域復興再生計画[PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/8/d2366514-15d1-48c9-8d5e-a8146a11fbe0.pdf>



■ 特定帰還居住区域

特定帰還居住区域とは、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域(特定復興再生拠点区域を除く。)に、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、必要な箇所の除染を進め、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とするものとして定められる区域です。

各市町村が「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、特定帰還居住区域内の除染やインフラ整備等を一体的に進めます。

(環境省「除染情報サイト」から)

問い合わせ

復興企画部 危機管理課 防災係

TEL 0244-24-5232

小高診療所の診療体制等

3月20日HP更新

令和7年4月1日からの小高診療所の診療体制について、お知らせします。

診療所管理者(変更あり)

令和7年3月31日まで:小鷹 昌明医師

令和7年4月1日から:橋本 明彦医師

診療日(変更なし)

祝日を除く月曜日～金曜日

(診療日・時間に変更はありません。)

担当する医師については、外来診療案内をご確認ください。

- 受付時間 8:30～11:30／14:00～16:30
- 休診日 土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

▶ 外来診療案内

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/health/hospitals/odakashinryojo/4943.html>



小高診療所の診療体制について

① 訪問診療について(変更なし)

小高診療所では、外来診療以外にも訪問診療(※)も行っています。

(※)訪問診療は、診療所へ通院することが困難な患者様に対して、医師が定期的に自宅を訪問して診療を行うサービスのことです。

② 緊急を要する血液検査への対応について(変更なし)

令和2年4月から、診療所において緊急的な血液検査が必要と判断した患者様が受診した場合、総合病院へ緊急検査を依頼し、当日のうちに検査結果が分かるように対応しています。

なお、通常の血液検査は、外部に委託し、検査結果については、翌日に診療所へ業者から結果が通知される仕組みとなっています。

次ページへ続きます 

③小高診療所から総合病院間の患者様の送迎について(変更なし)

令和2年10月1日から、患者様の利便性を更に向上させるため、小高診療所・総合病院間の送迎を行っています。

小高診療所の外来を受診し、総合病院にCTなどの検査予約を行った患者様のうち、総合病院までの移動手段がない方(交通弱者)に対して、小高診療所と総合病院間の送迎を行います。

■送迎の概要

運行日	毎月2回(第1・第3木曜日) 上記運行日が休診の場合は、運行日を翌週に変更して運行します。
運行回数	午前1回・午後1回(2往復) 検査時間に応じて運行回数や時間を調整します。
送迎料金	無料
運行手配	小高診療所において、総合病院へCTなどの検査予約をした患者様に、併せて送迎車利用の有無を確認し、送迎が必要な方がいた場合は、総合病院へ連絡し送迎車を手配します。
運行形態	直営(総合病院)

訪問診療や患者様送迎について、ご不明な点がございましたら、小高診療所までお問い合わせください。

問い合わせ

総合病院附属小高診療所 事務課

TEL 0244-44-2025



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [3/21~3/28]

毎時 00分~ オープニング&今週の番組

01分~ 南相馬市東日本大震災追悼式

30分~ 南相馬市中学生海外研修 激励会 南相馬からシンガポールへ

36分~ 令和6年度 太田地区世代間交流事業

51分~ 四季百景 ~村上海岸・村上城跡~

56分~ 防災メールの登録方法

59分~ 3月休日当番医



みゆーまくん

南相馬市成年後見支援センターを開設します

3月18日HP更新

市では、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断力が十分でない人の権利や財産を守り、安心して暮らせる地域づくりを目指すため、成年後見に関する総合的な相談窓口として、令和7年4月1日に「南相馬市成年後見支援センター」を開設します。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、ひとりで決めることに、不安や心配がある人の権利や財産を守るための制度です。

センターでは、成年後見制度についての相談や利用のお手伝いをします。

成年後見支援センターの役割

1. 権利擁護に関わる相談

何らかの事情で判断能力が不十分になった方、財産管理が難しい方などの相談全般をお受けします。

2. 成年後見制度の利用支援

制度利用や申立て手続きのお手伝いなどを行います。

3. 成年後見人等の相談・支援

成年後見人等への助言・相談を行います。

4. 成年後見制度の普及・啓発

制度の理解と利用促進を図るための広報活動を行います。

▶ 南相馬市成年後見支援センターを開設します [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/16/seinenkoukenshien.pdf>



問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5321



浪江町からのお知らせ

特定帰還居住区域復興再生計画の改定について

3月18日HP更新

町では、令和6年8月から特定帰還居住区域の設定に係る帰還意向調査(2回目)を対象町民の方へ実施し、特定帰還居住区域復興再生計画および区域図の追加変更調整を行ってまいりましたが、この度、町として取りまとめた追加変更内容について3月7日に国へ変更申請を提出し、3月18日付けで認定されましたのでご報告いたします。

●町長メッセージ

「特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故より、14年が経過しました。未だ、故郷が帰還困難区域に指定されており、避難生活を余儀なくされている皆さまには大変ご不便・ご心労をお掛けいたしております。

町では令和6年1月16日付けで国より認定を受けた「特定帰還居住区域復興再生計画」の追加変更に向け、令和6年8月から第2回目の帰還意向調査を実施し、最終締め切り日とした本年1月31日までに76世帯の方より新たに帰還のご意向を頂戴いたしました。

本年1月15日、16日には皆さまのご回答結果を基に作成した特定帰還居住区域追加変更案を縦覧会という形で確認いただき、今後の生活インフラへのご懸念をはじめとした様々なご意見も頂きました。

改めて、本縦覧会に年始のご多忙のところ多くの皆さまに参加いただき、厚く御礼申し上げます。

第2回目の帰還意向調査結果と縦覧会で頂戴したご意見を踏まえながら、特定帰還居住区域を新たに約230ヘクタール追加するなどの変更申請を本年3月7日付けで国に対し提出し、本日付けで国の認定を受けました。今回の追加変更により、特定帰還居住区域は約710ヘクタールから約940ヘクタールに増加いたしました。

令和6年6月から環境省による特定帰還居住区域の除染工事も開始されておりますが、引き続き国、県とも連携しながら、早期に皆さまが安心・安全にご帰還いただける環境整備を進めてまいりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月18日

浪江町長 吉田 栄光

次ページへ続きます 

▶ 特定帰還居住区域復興再生計画【令和7年3月改定】[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22385.pdf>

▶ 区域詳細図[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22386.pdf>

第2回帰還意向調査の結果について

●調査対象

第1回調査(令和4年度実施)において「帰還意向あり」と回答した世帯を除き、帰還困難区域に平成23年3月11日時点で住民登録されていた方のうち、同区域に土地または建物を所有されている方と、その方と同居されていた親族の方を対象に実施

●調査期間

令和6年8月5日から10月31日(令和7年1月31日まで回答受付を継続)

●結果概要

令和7年1月31日時点で、「帰還意向あり」と回答した世帯数は76世帯であり、第1回調査と合計すると、332世帯が「帰還意向あり」と回答いただいております。

	令和7年1月31日時点	(参考)第1回調査結果	調査開始以降の回答結果
世帯数(世帯)	496	760	422
回答世帯数	228 (46.0%)	444 (58.4%)	280(66.4%)
帰還意向あり	76 (15.3%)	256 (33.7%)	207(49.1%)
帰還意向なし	87	117	34
保 留	65	71	39
未回答	268	316	134

※ 帰還意向あり:1人以上が意向ありの世帯

帰還意向なし:世帯全員が帰還意向なしの世帯

保留:帰還意向あり0人かつ1人以上が保留の世帯など

※ 第2回調査の世帯数は、所在不明などにより、第1回調査の「世帯数」から第1回調査の「帰還希望あり」と回答した世帯数を除いた数値と一致しない。

※ 第1回調査は、令和4年11月30日から開始、集計時点は令和5年12月5日

次ページへ続きます 

特定帰還居住区域変更案の縦覧会

令和7年1月15日(水)、16日(木)の2日間で特定帰還居住区域図の縦覧会を開催しました。
2日間で計91人の方にご参加いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

縦覧会では第2回目の帰還意向調査結果による特定帰還居住区域図の変更案を囲みながら、参加された町民の方からご自宅周辺の状況や、今後の生活インフラ整備に関するご要望など意見を頂戴しました。

●縦覧会参加人数

開催日時	場所	参加世帯数	参加人数
令和7年1月15日(水)	浪江町防災交流センター	41	49
令和7年1月16日(木)	つしま活性化センター	34	42
2日間 合計		75	91

問い合わせ

企画財政課 企画調整係

TEL 0244-24-5235

浪江町公式Facebook「つながろう なみえ」から

春の訪れ

3月18日

まだ冷たい風が吹く浪江町も、たんだんと春らしくなっています。

毎年3月に濃いピンク色の美しい花を見せてくれる「紅房桜(べにふさざくら)」が咲きました 

この「紅房桜」は、震災前、ポケットモンスターの生みの親である田尻智さんのお父様・田尻義雄さんが、浪江町ご出身というご縁で、町へ「紅房桜」の苗木とその管理費を寄贈してくださいました。

浪江町役場本庁舎の駐車場にある「紅房桜」は、今も大事に管理され、春になるとキレイな花を咲かせてくれます。

余談ですが、田尻智さんは、幼少期にお父様とよく浪江町の大堀地区を訪れていたそうです。もしかするとその時の体験が、のちのポケットモンスターキャラクターイメージへとつながっているのかもしれません。

浪江町の「紅房桜」はまだ咲いたばかり。

これから満開の桜が見られると思いますので、ぜひ、足を運んでみてはいかがでしょうか  



社殿再建してから2度目の安波祭

2月18日(火)、豊漁・豊作と海上安全を祈願する請戸の伝統行事「安波祭」が苅野神社で開催され、踊り子たちが「請戸の田植踊」を奉納しました。

苅野神社は東日本大震災の津波により社殿が流失しましたが、昨年、氏子や地元住民の皆さんの協力のもと、再建を果たしました。

今回は、新しい社殿になってから2度目の「安波祭」となります。田植踊のほか浦安の舞や神楽も奉納され、今年1年の豊漁、豊作を祈りました。



大堀相馬焼 14年ぶりの陶祖祭

大堀相馬焼の陶祖・半谷休閑をしのぶ「陶祖祭」が、愛宕神社(大堀地区)で14年ぶりに行われました。

大堀相馬焼協同組合の半谷貞辰理事長(半谷窯)など各窯元の皆さんが参加し、陶祖をたたえる石碑に玉串をささげ、大堀相馬焼の復興を祈願しました。

半谷理事長は『震災前は当たり前のようにやっていましたが、今回14年ぶりに陶祖祭ができ、大きな一歩となりました』と話されていました。





双葉町からのお知らせ

双葉町内空間線量率の測定結果について(令和7年2月測定)

3月18日HP更新

令和7年2月に測定した結果を県ホームページ上に公表しましたのでお知らせします。

町では独自に町内の空間線量率を測定しており、町内約710地点について2月、5月、8月、11月の年4回定期的に測定しています。

町では今後とも測定を継続し、県ホームページ上で公表していきます。

測定結果は県ホームページで確認できます。(町名、測定月を選択してご確認ください。)

▶ 福島県放射能測定マップ

<https://fukushima-radioactivity.jp/>

福島県放射能測定マップ
Fukushima prefecture radioactivity measurement map



- ◎が町で測定したポイント
- ㊦、㊧がモニタリングポストの測定値

確認できる項目

1. 住所、地点名
2. 測定日時
3. 空間線量率(地上1m、1cmの地点)
4. 空間線量率の推移(グラフでご確認ください。)

今回の測定結果について

1. 避難指示解除区域

- 町内の空間線量率(帰還困難区域を除く)は前回(11月測定)と比較してほぼ変化はありません。(平均 $0.37 \mu\text{Sv/h}$ →平均 $0.36 \mu\text{Sv/h}$)
- 国の追加被ばく線量の目標値である年間 1mSv の基準となる $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回る地点はおおむね横ばいです。

2. 帰還困難区域

- 町内の帰還困難区域(一部特定帰還居住区域を含む)の空間線量率は前回測定(11月測定)と比較してわずかに減少しています。(平均 $1.37 \mu\text{Sv/h}$ →平均 $1.36 \mu\text{Sv/h}$)
- 特定帰還居住区域の空間線量率は、帰還困難区域(一部特定帰還居住区域を含む)と比較するとおおむね低く、前回(11月測定)と比較しておおむね横ばいの結果となりました。(平均 $1.31 \mu\text{Sv/h}$)

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

FUTAHOME(ふたほめ)オープニングセレモニー

3月17日公開

2月20日、地域活動拠点FUTAHOME(ふたほめ)のオープニングセレモニーが行われました。
オープニングセレモニーではコトラボ合同会社岡部友彦代表があいさつしたほか、森副町長ら多くの来賓から祝辞が述べられ、施設の開設を祝いました。

▶ <https://youtu.be/UXQp7gQZhL4>



令和7年 双葉町はたちを祝う会

3月19日公開

1月11日、双葉町役場で令和7年 双葉町はたちを祝う会が開催されました。
今年、二十歳を迎えた81人のうち、12人が避難先から参加し、双葉町でともに過ごした仲間との再会を喜び合いました。

▶ <https://youtu.be/uSTxIrgUqdg>





令和7年度第1回 入居者募集のお知らせ (令和7年6月以降入居予定)

■申込期間

4月1日(火)～9日(水)※必着

■対象者

Aグループ

平成23年3月11日において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に住んでいた方で、次に該当する方

- ① 避難指示が継続している区域に住んでいた方(居住制限者)
- ② 避難指示が解除された区域に住んでいた方で、現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方
(旧居住制限者)

Bグループ

- ③ 地震・津波被災者で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
- ④ 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」(平成23年3月11日時点で中通り、浜通りに住んでいた方(上記Aグループに該当する方を除く))で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方

Cグループ

- ⑤ 比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方(県営住宅入居資格者)

■対象住宅

Aグループの方は募集团地一覧表の対象者欄にAと記載された団地(一覧表のすべての団地)、**Bグループ**、**Cグループ**の方は、それぞれB、Cと記載された団地に申し込むことができます。

■注意事項

- ・ 申し込みは第2希望まで可能です。
- ・ 優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・ 応募者多数の場合、抽選(当選)の優先順位は次のとおりとします。
 - 第1順位…**Aグループ**の①(居住制限者)
 - 第2順位…**Aグループ**の②(旧居住制限者)
 - 第3順位…**Bグループ**の③(地震・津波被災者)および④(子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」)
 - 第4順位…**Cグループ**の⑤(県営住宅入居資格者)

次ページへ続きます 

- ・ 入居後の**復興公営住宅間の住み替え**は、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・ 補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。
- ・ ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時の修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。

■募集団地

所在地	団地名	対象者			建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
福島市	北信	A			H26	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	1
	飯坂	A			H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	2
									3LDK	1
	北中央	A		H28	内水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
							一般住宅	2LDK	1	
								3LDK	1	
	北沢又	A		H28～H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	4	
一般住宅							3LDK	4		
							3LDK	7		
二本松市	根柄山 (ペット可)	A			H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
							2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	3
	石倉	A	B	C	H28～H29	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	8
								一般住宅	2LDK	7
									3LDK	36
	若宮	A	B		H29	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
									3LDK	2
	表 (ペット可)	A	B		H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
								優先住宅(車いす)	3LDK	1
一般住宅									2LDK	3
川俣町	壁沢 (ペット可)	A	B	C	H28	-	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	1
							2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	8
									3LDK	14
郡山市	柴宮	A	B		H26	内水	集合住宅 57号棟	優先住宅	2LDK	1
							集合住宅 58・59号棟	一般住宅	3LDK	2
								一般住宅	3LDK	1
	日和田	A			H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
	富田	A		H26～H27	-	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	3	
							一般住宅	3LDK	7	
	八山田	A		H26～H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	5	
							一般住宅	3LDK	4	
	東原	A			H26～H27	-	集合住宅 1・2号棟	一般住宅	3LDK	1
安積	A			H27	内水	集合住宅	一般住宅	2LDK	4	
								3LDK	1	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
郡山市	守山駅西 (ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	3
三春町	平沢 (ペット可)	A B	H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	4
					戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	10
田村市	石崎北 (ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
白河市	南湖南 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2
会津 若松市	古川町	A B C	H26	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	3LDK	2
	年貢町	A B C	H27	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	3LDK	18
					集合住宅 (メゾネット)	優先住宅	3LDK	1
						一般住宅	2LDK	2
	白虎 (ペット可)	A	H27～H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
	城北 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	2
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	2
南相馬市	北原	A B C	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	5
							3LDK	9
						優先住宅(車いす)	3LDK	4
						一般住宅	2LDK	18
	上町	A B	H28	-	集合住宅		3LDK	21
						優先住宅	2LDK	3
							3LDK	4
						優先住宅(車いす)	3LDK	2
	南町	A B	H28	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	7
							3LDK	19
						優先住宅	3LDK	4
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
	牛越	A B C	H28～H29	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	6
							3LDK	29
						優先住宅	3LDK	11
						一般住宅	2LDK	1
	西町 (ペット可)	A	H28	洪水	2戸1棟(2階建て)		3LDK	46
						一般住宅	3LDK	2
広野町	下北迫 (ペット可)	A B	H29	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	7
いわき市	湯長谷	A	H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	3LDK	1
	下神白	A B	H26	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
						一般住宅	2LDK	7
							3LDK	10
	家ノ前 (ペット可)	A	H27	洪水	戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	2

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者			建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
いわき市	宮沢	A			H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	2LDK	1
									3LDK	1
	関船	A		H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1	
								3LDK	1	
	高萩 (ペット可)	A	B	C	H28	洪水	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2
							戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	11
	四ツ倉	A			H29	洪水	集合住宅	一般住宅	3LDK	10
	下矢田	A			H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
	中原 (ペット可)	A			H28	洪水 津波	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	2
									3LDK	2
	中原	A			H28～H29	洪水 津波	集合住宅 4～7号棟	優先住宅	2LDK	2
									3LDK	4
	勿来酒井	A	B		H29	-	集合住宅 2～4号棟	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	2LDK	3
							3LDK		2	
							集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	2
	北好間 (ペット可)	A	B		H29	洪水	集合住宅 1～3・5・6号棟	優先住宅(車いす)	3LDK	1
								一般住宅	2LDK	1
									3LDK	2
	北好間	A	B		H29	洪水	集合住宅 4・7～16号棟	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	2LDK	2
									3LDK	8
	泉本谷	A	B		H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	6
								3LDK	6	
									一般住宅	2LDK
								一般住宅	3LDK	3
								磐崎	A	
	3LDK	1								
		優先住宅(車いす)	3LDK	1						
	平赤井	A	B		H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	3
一般住宅								2LDK	1	
								3LDK	2	
									計	503

【復興公営住宅とは】

復興公営住宅は、東日本大震災に伴う原子力災害による避難者の居住の安定を図るため整備された住宅です。

【家賃】 公営住宅法に基づき、世帯の総収入と住宅の広さ・立地場所・築年数・設備の充実さ等に応じて算出されます。

【団地】 敷地入口から住戸内まで段差がなく、3階建て以上の住棟は全てエレベーターを完備しています。

【住戸】 水回りは浴槽や給湯器が備付けで、3箇所給湯（キッチン、洗面所、浴室）など住宅設備が充実しています。

【駐車場】 1世帯に1台以上用意されています。

3階建以上
エレベーター
完備

団地内
バリアフリー

浴槽、給湯器
備付け
3箇所給湯

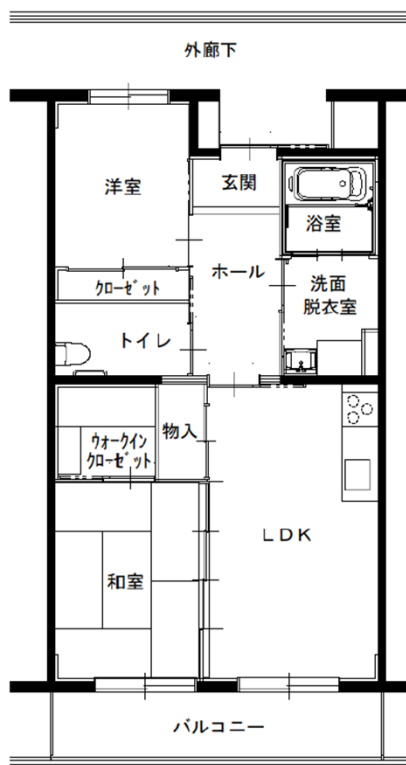
駐車場
1台以上/世帯
整備



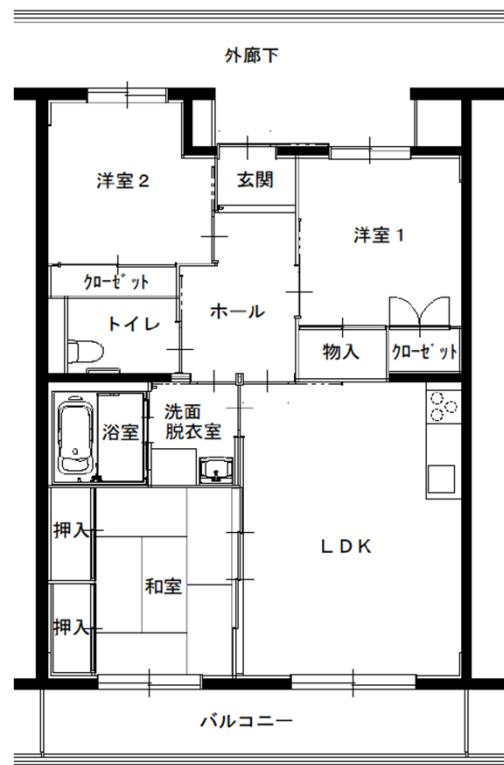
次ページへ続きます

■参考間取り図 ※住戸によって変わることがあります。

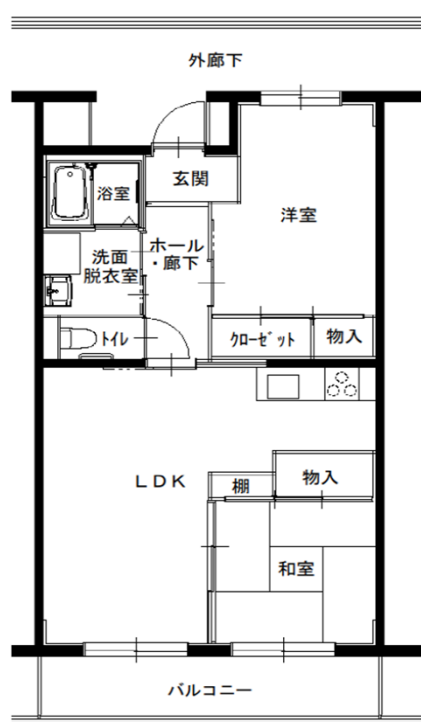
優先住宅
2LDK



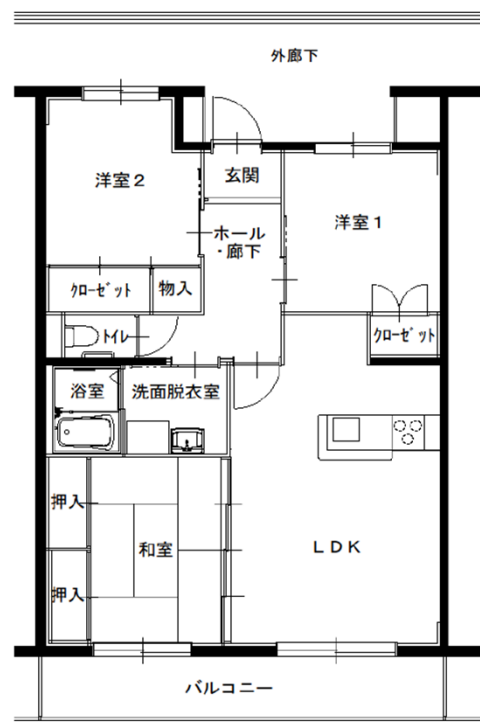
優先住宅
3LDK



一般住宅
2LDK



一般住宅
3LDK



次ページへ続きます



■申し込み方法

入居申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して当センターへお送りください。
必要書類は、募集対象者別にそれぞれの入居申込書に記載しています。

【入居申込書の送付先】

〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館7階
福島県復興公営住宅入居支援センター

■入居申込書

入居申込書は、福島県復興公営住宅入居支援センターへ請求するか、ホームページからダウンロードしてください。

- ▶ 居住制限者用 (現在も避難指示が継続している区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28118%29.pdf>



- ▶ 旧居住制限者用 (避難指示が解除された区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28101%29.pdf>



- ▶ 地震・津波被災者用 (地震・津波により住宅を失った方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28102%29.pdf>



- ▶ 支援対象避難者用 (平成23年3月11日時点で中通り、浜通り (避難指示が継続している区域を除く) に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28103%29.pdf>



- ▶ 県営住宅入居資格者用 (比較的収入が低く、住宅に困窮している方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28107%29.pdf>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

原発事故による母子避難者等を 対象とした無料措置について

3月7日

東日本高速道路株式会社

法令により、原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置は、令和8年3月31日(火)まで延長されました。

【令和7年3月7日 復興庁記者発表資料】

平成25年4月26日から、原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で、母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置を実施しているところです。これまで、令和7年3月31日まで実施することとしていましたが、令和8年3月31日まで延長します。

- ※ 延長措置は、今国会で関連予算が成立することが前提となります。
- ※ **引き続き、無料措置を利用される場合は、避難元市町村に令和7年度用の証明書の交付を申請してください。**
- ※ **令和2年度以前に発行された証明書(有効期限なし)および有効期限を超過した証明書については、料金所で提示いただいても無料措置は適用されません**ので、ご注意ください。

【ご留意事項】

- 令和7年度に無料措置の対象となる子どもは、原則として、生年月日が平成19年4月1日から平成26年3月31日までの方です。満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎた子どもおよびその父母等は無料措置の対象外となりますので、ご自身で証明書の破棄をお願いします。
- また、既に証明書をお持ちで、震災前に居住していた市町村へ帰還された方については無料措置の対象外となりますので、ご自身で証明書の破棄をお願いします。

※ 証明書発行などに関する詳細な手続きについては、証明書を発行した市町村へ直接お問い合わせください。

無料措置の詳細については下記をご参照ください。

▶ 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置(復興庁)

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/25412.html>



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

戸籍にフリガナが記載されます

令和5年6月2日、戸籍法(昭和22年法律第224号)の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。)が成立し、同月9日に公布されました。

これまで、氏名の振り仮名(フリガナ)は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。

改正法は、令和7年5月26日に施行されます。

よくあるご質問

制度全般



先週の浜通り×さんじょうライフ3月19日号
および添付したリーフレットと併せてご覧ください。

Q01 この制度はいつから始まりますか。

A01 令和7年(2025年)5月26日から始まります。

Q02 制度開始に当たって気をつけることはありますか。

A02 他の行政手続(パスポート、年金)などで既に使用している氏名のフリガナを確認しておきましょう。戸籍上の氏名のフリガナと食い違うことがあると、他で使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。

Q03 戸籍の届出の際に氏名の読み方を記載したと記憶していますが、新たにフリガナの届出は必要ですか。

A03 本制度の開始前までは、各市区町村において保有していたものは、出生届などに記載された氏名の「よみかた」であり、これは住民基本台帳事務の処理の便宜のために使用されていました。

本制度の開始後、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナに関する通知が送付されますので、内容を確認いただき、通知されたフリガナが誤っている場合は必ず正しいフリガナの届出をしてください。なお、通知されたフリガナが正しい場合には、届出をしなくても、制度開始から1年経過後に、当該通知のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

次ページへ続きます

届 出

Q04 どのように戸籍に氏名のフリガナが記載されますか。

A04 本制度の開始以後、出生や帰化などによって新たに戸籍が作成される方については、その際に届け出られる出生届や帰化届などの届出時に併せてフリガナを届け出ることによって記載されます。

本制度の開始時に既に戸籍に記載されている方については、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナに関する通知が送付されますので、内容を確認いただき、通知されたフリガナが誤っている場合は、必ず正しいフリガナの届出をしてください。なお、通知されたフリガナが正しい場合には、届出をしなくても、制度開始から1年経過後に、当該通知のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

Q05 通知に記載されたフリガナと異なるフリガナで届出をする場合には何が必要ですか。

必要事項を記入した届書が必要です。

A05 この際、氏名のフリガナについて、氏名の読み方として一般に認められているものでない読み方を用いている場合は、「読み方が通用していることを証する書面」として、当該読み方が使われていることを示す資料(パスポート、預貯金通帳、健康保険証、資格確認書など)を併せてご提出いただくことになります。

なお、届出に手数料は一切かかりません。

Q06 フリガナの届出はどのような方法ですることができますか。

A06 氏名のフリガナの届出は、マイナポータルを利用してオンラインで行うことができます(その他、市区町村窓口での届出や郵送による届出も可能です)。マイナポータルからの届出は、市区町村の窓口に行く必要がありませんので、大変便利です。

なお、届出に手数料は一切かかりません。

Q07 誰が届出をすることができますか。

A07 名のフリガナは各人が届け出ることができますが、氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出をすることができますので、配偶者などの在籍者と十分にご相談ください。

次ページへ続きます 

Q08 子ども(未成年者)の届出は誰がするのですか。

A08 親権者が届出をすることとなります。
ただし、15歳に達した子については、子自身が届出をすることもできると考えられます。

Q09 届出をしない場合、どうなりますか。

A09 本制度の開始後に遅滞なく本籍地の市区町村長から皆さんに郵送で、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが通知されることになっています。
制度開始から1年の間に届出がなかった場合、本籍地の市区町村長によって、この通知に記載されている「戸籍に記載される予定の氏名のフリガナ」が戸籍に記載されることとなります。
なお、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

フリガナの規律

Q10 届出することができないフリガナはありますか。

A10 氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規律が設けられました。

例えば、

- (1) 漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方(例:高をヒクシ)
- (2) 読み違い、書き違いかどうか判然としない読み方(例:太郎をジロウ、サブロウ)
- (3) 漢字の意味や読み方との関連性をおよそ、または全く認めることができない読み方(例:太郎をジョージ、マイケル)

など、社会を混乱させるものは認められないものと考えられます。

次ページへ続きます 

フリガナの変更

Q11

氏名のフリガナが戸籍に記載された後、氏名のフリガナを変更したい場合はどうするのですか。

A11

(氏のフリガナについて)

やむを得ない事由によって氏のフリガナを変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者およびその配偶者が、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないものとされています。

(名のフリガナについて)

正当な事由によって名のフリガナを変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないものとされています。

なお、上記にかかわらず、制度開始から1年の間にフリガナの届出がないことで、本籍地の市区町村長によって氏名のフリガナが戸籍に記載された場合は、氏名のフリガナについて、**1回に限り**、家庭裁判所の許可を得ることなく届出のみで変更することが可能です。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ **避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)**

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2025.3.26現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	22	51

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511